

上尾市養育支援訪問事業実施規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 2 9 日

上尾市長 島 山 稔

## 上尾市規則第 1 号

### 上尾市養育支援訪問事業実施規則

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 5 項に規定する養育支援訪問事業（以下単に「養育支援訪問事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (対象者)

第 2 条 養育支援訪問事業の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する家庭（法第 6 条の 4 に規定する里親の家庭及び法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う住居に置かれる養育者の家庭を含む。第 4 条において「対象家庭」という。）に属する者であって、市内に住所を有するものとする。

- (1) 妊娠及び子育てに対し不安を持ち、支援を希望する家庭
- (2) 若年の妊婦、妊婦健康診査の未受診、望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- (3) 出産後間もない時期（おおむね 1 年程度の時期をいう。次条第 2 号において同じ。）の養育者が、育児ストレス、産後のうつ状態、育児ノイローゼ等の問題により、子育てに対し強い不安、孤立感等を抱える家庭
- (4) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれ又はそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- (5) 児童養護施設等から退所し、又は里親の委託が終了したことにより、児童が復帰した後の家庭
- (6) その他市長が養育支援訪問事業による支援が必要と認める家庭

#### (支援の内容)

第 3 条 養育支援訪問事業における支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠、出産及び育児を迎えるための相談及び支援
- (2) 出産後間もない時期の養育者に対する育児不安の解消、養育技術の提

供等のための相談及び支援

- (3) 不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれ又はそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持及び改善並びに児童の発達保障等のための相談及び支援
- (4) 児童養護施設等から退所し、又は里親の委託が終了したことにより児童が復帰した後の家庭に対し、当該家庭への復帰が適切に行われるための相談及び支援
- (5) その他市長が必要と認める相談及び支援  
(訪問支援者)

第4条 対象家庭を訪問することにより前条各号に定める支援を行う者は、保健師、助産師、看護師、保育士等とする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、養育支援訪問事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年2月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則の施行前に市長がその定める要綱の規定によりした養育支援訪問事業に関する通知その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定に基づいて市長がした養育支援訪問事業に関する通知その他の行為とみなす。